

# 号外

## 第四次厚木爆音訴訟、いよいよ判決へ



第四次訴訟裁判勝利に向けて  
ご協力頂きありがとうございます。  
訴訟団では裁判に勝つために  
には、皆様方のご協力が何より  
と考えております。

「平和で静かな空」を求めて  
6年いよいよ今年は判決を迎えることになりました。

取り戻すには飛行差し止めしか  
ない、今まで闇つてまいりました。  
判決を前に訴訟原告団のみならず、原告でない方にもご協力を  
頂き、厚木爆音訴訟飛行差し  
止めを求める署名活動に取り組  
んでおります。是非ご協力を  
お願い致します。

### 「静かな空を」

### 裁判勝利に向けて



### 平和で静かな空を

## 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

### 第4次厚木爆音訴訟とは どういうものですか?

厚木基地の米軍ジェット機や自衛隊機が発する騒音はすさまじいものです。

また、騒音だけでなく、振動、エンジン調整音もあります。部品落下の事故もあります。

これらにより、平穏な日常生活をおくる権利を侵害されているとして、厚木基地周辺に居住する約7,000名の住民が、平成19年12月、国を被告として、航空機の運航の差止めと、騒音等による被害の慰謝料の支払いを求めて、横浜地方裁判所に訴えを提起しました。



今年春、横浜地方裁判所で、この第四次厚木基地爆音訴訟の判決が言い渡される予定です。

爆音で電話も聞こえません

### “飛行の差止め”の内容

この裁判では、民事訴訟と行政訴訟と、2つの訴訟を提起して、“飛行の差止め”を求めています。

民事訴訟では、午後8時から翌朝8時までの間は騒音を発生させてはならないこと、それ以外の時間帯であっても70dBを超える騒音を発生させてはならないこと、を求めていました。

行政訴訟では、これらの時間帯や音の大きさによる規制に加えて、住宅地の上空での飛行訓練の禁止を求めていました。

さらに、日米地位協定の取りきめにすら反していることを指摘して、地位協定に反する基地利用の禁止を求めていました。



爆音の元凶スーパーホーネット鋭い  
爆音で3機が一気に離陸

**爆音が健康に与える影響は？**



航空機騒音が人の健康に悪影響を及ぼすことが、様々な調査研究から明らかになっています。WHOは、騒音から健康を守るためにガイドラインを公表しています。

### 裁判では、国は、何と言っているのですか？

「騒音被害は、住民が転居すれば避けることができる」、とか、「基地周辺に転居してきた人々は、うるさいことを知っていて引っ越ししてきたといえるから損害賠償を認めるべきではない」とか、「通勤や通学をしている人は昼間は自宅にいないのだから、その分の被害は発生していない」、などと主張して住民の被害を矮小化しようとしています。

この老人に引っ越しと言ったのか、我々は親の代からここに住んでいるのだ。ブンブン



### 厚木基地騒音訴訟の歴史

厚木基地ではこれまで、第1次訴訟（昭和51年提訴）、第2次訴訟（昭和59年提訴）、第3次訴訟（平成9年提訴）と、3回の裁判が行われてきています。

いずれの裁判でも、厚木基地の爆音は、裁判所により「受容限度を超えて違法」との判断がされました。いまだに爆音はなくなりません。

また、これまでの裁判で、「飛行の差止め」は認められていません。

爆音がうるさいときは苦情の電話をしよう

電話

座間防衛事務所： 046-261-4332  
大和市基地対策課： 046-260-5310

### もっとうるさくなる というのは本当？



国・米軍は、P-1配備や米軍機「オスプレイ」の飛来などを計画しています。オスプレイの騒音はヘリコプターより激しい騒音になります。



左：米軍機オスプレイ



右：P-1 自衛隊機

### 厚木基地の事故

平成25年12月16日には、米軍のヘリが三浦市に不時着し、乗員2名が重傷を負う事故が発生し、今年1月9日には、綾瀬市で、米軍機の車輪ブレーキ部品が落下し、乗用車の窓ガラスを割るという事故が発生しました。いずれも、一歩間違えば、住民を巻き込んでの大惨事に至りかねない事故です。

部品落下の事故は、ほぼ毎年発生しております。住民は大変な危険にさらされています。

沖縄県民の大反対にもかかわらず普天間基地に配備された米軍ヘリ「オスプレイ」は、厚木基地へも飛来することになる、と言われています。あまりにも事故が多く、危険きわまりないこのオスプレイが、大和市の上空を飛び交うことになるかもしれません。



厚木飛行場から飛び立ったジェット機F8-U2型ジェット機が（昭和39年9月8日）上草柳の館野鉄工所に墜落（現場検証）

第四次厚木爆音訴訟・原告団・弁護団  
大和市桜森3-5-3フォントビル1F  
電話：046-200-5505 fax:046-261-5615